

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和3年4月5日

大阪税関長 小林一久

記

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
三和澱粉工業株式会社 奈良県橿原市雲梯町594番地	三和澱粉工業株式会社 本社工場 奈良県橿原市雲梯町596番地、8番地	自 令和3年5月1日 至 令和9年4月30日